

機械器具 50

一般医療機器

開創又は開孔用器具

挿管用喉頭鏡 JMDNコード:70948009

ゲル氏喉頭鏡

* 【 警告 】

(1) 電球の装着時には最後までねじ込み、脱落防止のため電球の緩みがないのを確認し、ネジ部の磨耗等によりガタツキがないのを確認してから使用してください。[電球が気管等に落下することがあります]

(1) 喉頭鏡の角部分との接触で体表面を傷つけないよう気をつけて下さい。

(2) 使用時に必要以上の負荷をかけると、点灯不良、変形、破損等の原因となります。過度の負荷をかけないで下さい。

【 禁忌・禁止 】

(1) 本製品を曲げ、切削、打刻（刻印）等の二次的加工をすることは、故障、折損等の原因となりますので、絶対に行わないで下さい。

(2) 患者の歯を、てこの支点として操作しないでください。歯を損傷することがあります。

* 【 使用上の注意 】

＜重要な使用上の注意＞

(1) 頸椎損傷が疑われる患者には、頸椎が動搖しないよう、固定した上で慎重に使用してください。

(2) 喉頭展開困難症で本品を用いた挿管が不可能なときは気管支ファイバースコープによる気管挿管や光ガイド下気管挿管など、他の挿管方法に変更してください。

(3) 電球の不点灯時に備えて電球、喉頭鏡及びハンドルの予備を用意し、電球が点灯しない場合は速やかに交換できる様にして下さい。

(4) 患者に適したサイズを選択して使用してください。

【 形状、構造及び原理等 】



＜ 形状及び寸法 ＞

寸法及び重量の許容誤差(±10%)

サイズ	全長(mm)	重量(g)
No 3	170	180
No 2	140	150
No 1	120	120
No 0	100	85

＜ 作動原理 ＞

喉頭鏡に交換可能な電球を持ち、ハンドルと接続し、喉頭鏡を引き上げることによりハンドル内部にある電池を電源として電気的接続が起き電球が点灯する。

【 使用目的又は効果 】

麻酔又は救急医療等で、気道確保のために気管(人の気道)への気管内チューブの挿入、配置を支援したり、異物を除去したりするために用いる器具をいう。喉頭及びその周辺の観察、診断、治療にも用いる。ハンドル、ブレードから成る。照明装置を内蔵するものもある。ただし「軟性挿管用喉頭鏡」、「硬性挿管用喉頭鏡」、「ビデオ軟性挿管用喉頭鏡」および「ビデオ硬性挿管用喉頭鏡」に該当するものを除く。

* 【 使用方法等 】

＜使用方法＞

- (1) ハンドル部分に電池を入れ、蓋を閉めます。
- (2) 喉頭鏡部に電球を確実に装着します。
- (3) 喉頭鏡をハンドルに接続します。
- (4) 喉頭鏡を引き上げ、点灯させます。
- (5) 使用後は折り畳み、喉頭鏡をハンドルから外します。

＜使用方法に関する使用上の注意＞

【 保管方法及び使用期間等 】

温度及び湿度の高い場所での貯蔵を避けて下さい。

* 【 保守・点検に係る事項 】

＜使用者による保守点検事項＞

- (1) 電球接続部及びハンドル接続部の電気的接点部を定期的に確認し、接触不良を起こさない様にブラシ等で軽く磨いてください。
- (2) 使用前後には必ず点灯状態、表面状態を確認して下さい。異常があったときは使用しないで下さい。
- (3) 長期間使用しないときは、電池を抜いて保存して下さい。電池からの漏液により腐蝕の恐れがあります。
- (4) 電球が点灯しない場合、電池又は電球もしくは両方を交換し、左記の方法でも点灯しない場合は販売店へ修理を依頼してください。
- (5) 電球は弊社では製造致しておりません。販売店にお問い合わせ下さい。

＜消毒方法＞

- (1) 消毒の必要があるときは、アルコール清拭消毒を行うか、高水準消毒を行ってください。
- (2) 強アルカリ性、強酸性、塩素系の消毒剤等は本器を腐食させる恐れがありますので使用しないで下さい。
- (3) 洗浄剤及び消毒剤を使用する場合は各製品の添付文書に従い、正しく使用してください。
- (4) オートクレーブ滅菌は行わないで下さい。

【 製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称】

製造販売業者の名称：株式会社大和製作所

電話：026-245-1576